

事務連絡
令和3年2月3日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
健康局結核感染症課
医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の
変更交付申請等について

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）について、令和2年度第三次補正予算を踏まえ、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）等を改正したところ（添付書類参照）。交付要綱の9に規定する変更交付申請の手続きについて、下記のとおり行いますので、事業実施計画案、変更交付申請書等をご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の令和2年度三次補正予算による新規事業について

（1）対象事業

- ・ 実施要綱の3（20）「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業」

（2）事業実施計画案の提出

- ・ 「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業」（案）の令和2年度実施分について、必要な場合には、以下により事業実施計画案を提出してください。

- ① 提出期限 令和3年2月24日（水）
- ② 提出書類 事業実施計画案（別紙1及び別紙2）
- ③ 提出先 以下の宛先にメールで提出

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）担当

ncov-koufukin@mhlw.go.jp

- ④ 照会先 以下の宛先にメールで照会
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）担当
ncov-koufukin@mhlw.go.jp

※ 誠に恐縮ですが、ご照会にあたっては、メールによりいただきますようよろしくをお願いします。

《留意事項》

- ・ 本事業は、令和3年度も実施することを予定しています。令和2年度に本事業の補助を受けた施設は、令和3年度実施分では補助の対象外とする予定です。令和3年度実施分の詳細は後日改めてお示しします。

2. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の年度末の対応について

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）について、都道府県において、令和2年度の各事業の年度末までの執行額の見込みを十分に精査いただいた上で、事業実施計画書案を提出していただきます。提出された事業実施計画書案を厚生労働省において確認させていただき、調整後、都道府県から変更交付申請書を提出していただきます。厚生労働省において変更交付決定を行うことにより、事業区分間の交付額の調整、不足分の追加交付、余剰分の国への返還（戻入）を行っていただきます。

《留意事項》

- ・ 今年度最後の変更交付となりますので、過不足がないよう適切な金額を見込んでいただきますようお願いします。都道府県において大幅な不用を出すことがないように、執行額の見込みを十分に精査するようお願いします。
- ・ 変更交付決定により余剰が生じる場合、すでに都道府県において交付金の受入れを行っている余剰分の国への返還（戻入）を行っていただきます。
※ 戻入手続きは、変更交付決定前から行うことができます。
- ・ 事業実施計画書案や変更交付申請書の提出後に、感染状況の変化等により所要額に変更が生じる場合は、適宜ご相談ください。

(1) 対象事業

- ・ 実施要綱の3の全ての事業

(2) 事業実施計画案の提出

- ① 提出期限 令和3年3月4日（木）
- ② 提出書類 事業実施計画案（別紙1及び別紙2）
- ③ 提出先 以下の宛先にメールで提出

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）担当
ncov-koufukin@mhlw.go.jp

- ④ 照会先 以下の宛先にメールで照会
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）担当
ncov-koufukin@mhlw.go.jp

※ 誠に恐縮ですが、ご照会にあたっては、メールによりいただきますようよろしくをお願いします。

（3）変更交付申請書の提出

- ①変更交付申請書の提出期限については、別途ご案内いたします。

- ② 照会先 以下の宛先にメールで照会
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）担当
ncov-koufukin@mhlw.go.jp

※ 誠に恐縮ですが、ご照会にあたっては、メールによりいただきますようよろしくをお願いします。

《添付書類》

- ・ 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和3年2月3日医政発0203第2号、健発0203第6号、薬生発0203第2号による一部改正）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和3年2月3日 厚生労働省発医政0203第3号、厚生労働省発健0203第9号、厚生労働省発薬生0203第95号による一部改正）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」（令和3年2月3日厚生労働省医政局医療経理室、健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第15版）について」（令和3年2月3日医政局医療経理室、健康局結核感染症課事務連絡）